

令和5年 第10回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和5年10月30日（月）午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 6名
農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

1番 橋口 昌央	2番 幸妻 正浩	5番 松井 正一郎
6番 永友 薫	7番 坂元 洋子	会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 宮越 美秋	2番 久保田 伸博	3番 山本 浩司
5番 小原 拓也	6番 赤澤 克俊	7番 坂本 幸

4. 欠席委員

農業委員 1名

3番 上野 光正

農地利用最適化推進委員 1名

8番 永友 定己

5. 議事録日程

- | | |
|----|---|
| 第1 | 議事録署名委員及び会議書記の指名 |
| 第2 | 会期の決定（別記のとおり） |
| 第3 | 諸報告 |
| 第4 | 議案第54号 農地移動適正化あっせん事業について |
| 第5 | 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第6 | 議案第56号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について |
| 第7 | 議案第57号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について |
| 第8 | 議案第58号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について |

- | | | | | |
|----------|------|-------|--------|-------|
| 6. 事務局職員 | 事務局長 | 杉 英樹 | 事務局長補佐 | 小澤 宏之 |
| | 係 長 | 金城 朋子 | 主 査 | 大嶋 昌子 |

（開会14時00分）

[事務局]

では、定刻になりました。

会の進行を、坂本会長よろしく願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和5年第10回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は、6名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、欠席の3番上野光正委員及び8番永友定己推進委員からは、欠席届が提出されております。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番橋口昌央委員、2番幸妻正浩委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日10月30日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい、2ページを御覧ください。

1日に「みやざき就農応援相談会」が2日に「高鍋町農業再生協議会 通常総会」が開催をされております。

4日に「宮崎県農業会議 巡回」が行われております。

5日ですけど「西都児湯管内農業委員会会長・事務局長会議」が行われており

ます。

1 1 日に「女性の新任委員初任者研修会」が行われております。

1 3 日に「高鍋町企業立地奨励審議会」が開催され、会長が出席をしております。

1 6 日に「高鍋町新農業振興対策協議会 農政部会」が開催をされております。

1 7 日に「九州農政局一ツ瀬川農業水利事業所 開所式」が四季亭で行われており、会長が出席をしております。

1 9 日に「農業委員会サポートシステム地図機能操作研修会」が開催されております。

2 4 日に「大規模経営体育成支援協力金の意見交換会」が行われております。

3 1 日に豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等に迅速に対応するために、高鍋・新富・木城の三町での「合同防疫研修会」が開催をされます。

続いて10月の総会関係ですが、23日に現地調査を行いまして、本日30日が総会となっております。

本日の終了後には、農業振興公社によります「農地中間管理機構の事業説明」が行われますので、よろしくお願いいたします。

1 1 月の業務計画になります。

2 日に「西都児湯管内農業委員会委員研修会」が開催をされます。内容は、地域計画の関係で全委員の方が参加いただけるというふうにお伺いをしております。

6 日に「定期監査講評」が行われ、会長が出席をいたします。

8 日に「宮崎県農業委員・農地利用最適化推進委員全体研修会」が開催をされます。こちらも一応全委員参加ということでお願いをしております。

10日になりますが「高鍋町農業者年金受給者協議会 会員交流会」が執り行われます。

13日から14日まで「九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会」が熊本市において開催され、県内から57名が参加をする予定となっております。

同じく14日に「市町村農業委員会会長及び事務局長会議」が開催をされます。

15、16日、下の方の欄にも記載がありますが「非農地判断に伴う現地調査」を行います。詳細は、区域がそれぞれ分っておりますけど、担当区域がない方がいらっしゃいますので、この割り振りの名前の入っているところの参加をお願いします。

21日から22日まで「西都児湯管内農業委員会会長・事務局長合同県外視察研修」が行われます。

28日が「臨時議会」となっております。

11月の総会関係になりますが、21日の現地調査は、会長は研修でいません

ので、副会長対応での現地調査となると思います。よろしくお願いします。
総会が28日予定となっております。以上でございます。

3ページを御覧ください。

県進達経過報告を申し上げます。

9月29日 農業委員会総会承認分です。

農地法第4条

〇〇〇〇さんの住宅敷地の件は、10月12日付で許可となっております。

農地法第5条

〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの一般個人住宅の件、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの資材置き場、車輛駐車場の件、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの会社事務所の件は、10月12日付で許可となっております。以上です。

4ページをお開きください。

「農地法第3条の3の規定による届出書について」は
〇〇〇〇1件で、大字〇〇字〇〇****番*と****番*の2筆となっております。御確認ください。

はい、5ページをお開きください。

「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 ほか3筆

賃貸人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

賃借人 〇〇〇〇

こちらは本日の議案第57号に関連しております。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか11筆

賃貸人 〇〇〇〇

賃借人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか11筆

賃貸人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

賃借人 〇〇〇〇

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田
賃貸人 〇〇〇〇
賃借人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田
賃貸人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
賃借人 〇〇〇〇

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか5筆
賃貸人 〇〇〇〇
賃借人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか5筆
賃貸人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
賃借人 〇〇〇〇

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 ほか6筆
賃貸人 〇〇〇〇
賃借人 〇〇〇〇

8 番、こちらは本日の議案第58号に関連しております。以上です。

9 ページを御覧ください。

「農地の時効取得に関する通知について」です。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑

については、〇〇〇〇さんが取得されました。

〇〇〇〇さんには取得の経緯を確認しております。以上です。

[議長]

ただいまの報告、2 ページから 9 ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第54号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、10ページをお開きください。

議案第54号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和5年10月3日 売渡し及び貸渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番

畑 1, 556㎡

2番 令和5年10月19日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番*

田 1, 261㎡ ほか1筆

それぞれの申し出の地図につきましては、11ページから16ページに掲載しております。

この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し及び貸渡し申し出 担当委員 3番 山本 浩司 推進委員
順番委員 5番 小原 拓也 推進委員

2番 売渡し申し出 担当委員 1番 宮越 美秋 推進委員
順番委員 6番 赤澤 克俊 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、17ページをお開きください。

議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請書について」です。

1番 3条使用貸借

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 784㎡ ほか23筆 計21,432㎡

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当の橋口昌央委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]

1番。

[1番]

はい。1番、説明させていただきます。

貸渡人、〇〇〇〇さんから借受人、〇〇〇〇さんとの親子間の3条申請です。

〇〇〇〇さんは、飼料稲、牧草、甘藷を作付けされており、〇〇もされている認定農家です。

申請地は、高鍋町大字〇〇字〇〇****番、784㎡、ほか19筆。現況、地目ともに田、水田総面積は8,743㎡です。

資料21ページを御覧ください。青い部分が〇〇川になります。この〇〇川の下の方に進みますと、〇〇坂の方面です。地図上で右側に水田地帯があり、この資料23ページ、24ページがこの水田の該当図になります。御覧の通り、道を挟んでいます、ひとかたまりに大体なっております。

そのほか、畑が4筆あります。

資料22ページを御覧ください。

〇〇字〇〇****番地*、1,652㎡、****番、3,643㎡。現況、地目ともに畑は、〇〇とその奥にあり、さらに同じく〇〇〇〇****番*、3,514㎡は、〇〇〇〇さんの自宅横に位置します。同じく〇〇〇〇****番、3,880㎡は〇〇の横にあります。

権利、移転の目的は、経営移譲による農業者年金受給のためであります。以上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。推進委員7番。

[推進委員 7 番]

はい、7 番。

補足することは、多分今おっしゃった通りだと思いますけど、〇〇の〇〇を〇〇で生き物を養っておられます。

自作地が 2 1, 4 3 2 m²あり、私どもが現地を見た時に、芋が作ってありました。それに飼料とかそういうところで、年間 3 0 0 日と書いてありました。お父さんと 2 人で 3 0 0 日と書いてあり、大変だろうなと思います。

そういうことが考えられました、ということです。

[議長]

はい。

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、2 7 ページをお開きください。農地法第 3 条調査書を付けております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問がないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、1 9 ページをお開きください。

2 番 3 条有償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 1 7 2 m²

譲渡人 〇〇〇〇 ほか 1 名

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当の幸妻正浩委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]

2 番。

[2 番]

はい、説明いたします。

この件は、〇〇〇〇様ほか1名様から〇〇〇〇様への有償移転でございます。

場所は、29ページを御覧ください。〇〇線を〇〇方面に行ってもらいますと、〇〇グラウンド〇〇グラウンドがありますが、その真ん前でございます。道路沿いに1枚〇〇が植わっております。これは〇〇〇〇が作付けされているみたいなのですが、その隣の奥の畑になります。1, 172㎡です。

10aあたりに換算しますと、対価が〇〇〇〇円。1, 172㎡で〇〇〇〇円という金額で取引がされたみたいです。

〇〇〇〇さんとしては、経営の規模拡大という理由のもとで、購入されたみたいです。以上です。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員6番。

[推進委員6番]

先ほど説明がありました、幸妻委員との御意見と全く一緒です。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、31ページをお開きください。

農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問がないようですので、採決いたします。
本件、原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号6、議案第56号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。32ページをお開きください。
議案第56号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」
1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
登記地目 田 現況 宅地 853㎡
申請人 〇〇〇〇
転用目的は、事業所建物敷地です。
担当の松井正一郎委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。5番、説明します。
本案件は、農地法第4条により転用の許可申請です。
申請者は、〇〇〇〇。
場所につきましては、〇〇字〇〇****番*。
地図を参照いたしますと、34ページをお開きください。中央に見えますのが、
県道〇〇線ですが、まさに我々のいつも利用している〇〇の〇〇の建物になります。
面積は853㎡。
転用事由の詳細について説明いたします。
この当該地が、農地転用の許可を伴わないまま、事業所建物の一部として利用
していたため、事後ではありますが、転用申請を行うことにして、違反状態を是
正したいという意味のことであります。
この発覚した経緯を説明いたします。
酒類の販売を、今まで〇〇の購買店舗でやっておりましたが、これを資材部の

敷地に移動するために、新たに酒類販売免許の再申請を行ったところ、その関係書類を精査したところに、今回の事案である違法転用が判明したということです。

本件転用は、すでに建物として利用しているため、事後申請であるため、新規工事や新しい建物の設置はなく、土砂や汚水等の流出等は発生しません。新たに発生する懸念も全くないということです。

なお、無断転用に至った経緯につきまして、昭和50年2月に現在の〇〇〇〇として発足した当時、建物の東側の隣接地上に建っていたということで、その後昭和44年に建て替えが行われた際に、申請地上の一部に越境して建っていた。

その後、昭和55年にさらに増築された際に、今この申請場所に建て増されて今日に至っているということでした。

何分にも50年以上前のことで、当時どのような協議のもとで行われたかについて、現在は判然としていないということです。

なお、これにつきましては、補足が少しありますので少し説明します。

申請者の申請地の登記簿の所有者は、〇〇〇〇の前身の〇〇〇〇の物ですが、申請書に閉鎖登記簿が添付され、関係性は確認でき、中小企業等協同組合法第62条第2項に新設合併設立組合は、その設立の日には新設合併消滅組合の権利義務を継承する、と規定されておりまして、法律上問題はないということです。

ただ、今後このような事案が発生しないように、〇〇としましては、職員に法令の遵守を周知徹底されるという意味での始末書が添付されておりました。以上、御審議をお願いいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。

申請地は、都市計画区域で用途区域が近隣商業地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

申請地については、33ページから35ページにそれぞれの図に位置を示しております。

34ページの地図のとおり、〇〇〇〇さんの敷地の中に建物が建っております。

申請地は、実線で囲っております。隣の宅地は、点線で囲っております。この3筆の中に建物は建っており、今回農地だった所というのが面積853㎡となっております。

36 ページは、35 ページの公図の2枚目です。

37 ページは、配置図となっております。

建物からの排水、汚水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ排出し、雨水は敷地内の排水溝を通し、もしくは自然流下により接面道路側溝へ排出するということです。

また、こちらの申請地については、小丸川土地改良区及び〇〇水利組合の受益地外であることを確認済みです。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問がないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第57号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、38 ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 ほか7筆 24,482.73㎡

所有権を移転する者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当地区は2つに分かれます。担当の山本浩司推進委員より、まず御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

宮崎県農業振興公社さんから、〇〇〇〇さんへの所有権移転になります。

申請地は、〇〇〇〇****番、ほか5筆、16,782㎡の農地です。
現地確認したところ、これまで〇〇〇〇さんが〇〇と芋が植えられておりました。

小原推進委員とトータルで〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

はい。続きまして、推進委員5番。

[推進委員5番]

はい。5番、説明します。

残りの〇〇〇〇****番、面積3,803㎡。あと、もう1つが****番*、3,897㎡、トータル7,700㎡です。

場所が、〇〇から西に行き、交差点2つ先を右折したら、左手にハウスがありまして、現地を調査したところ、玉ねぎの苗らしきものが栽培されていました。以上になります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[推進委員3番]

すみません、補足をさせていただきます。

[議長]

はい、お願いします。

[推進委員3番]

私が説明したところの所在地は、〇〇から南に〇〇に向かいまして、左側の300mぐらい進んだ所にあります。以上です。

[議長]

はい、分かりました。

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問がないようですので採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次の２番の案件につきましては、所有権の移転を受ける者が、幸妻正浩委員本人である案件でありますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項及び高鍋町農業委員会会議規則第１１条の規定により、幸妻正浩委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

幸妻正浩委員は、退室をお願いします。

〔幸妻正浩委員 退室〕

では始めます。

２番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

〔事務局〕

はい、３９ページになります。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか１筆 ９８２㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 幸妻 正浩

担当の赤澤克俊推進委員より、御説明をお願いいたします。

〔議長〕

推進委員６番。

〔推進委員６番〕

はい。６番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、幸妻委員への所有権移転になります。

申請地は、〇〇地区の〇〇です。

場所は、〇〇坂の上り口から最初の上り口手前に入口がありまして、そこを東へ３００ｍほど行った所の水田です。

該当地では、水稻を栽培される予定です。

現地を確認したところ、稲刈り後の耕運が終わっている状態でした。

価格は、総額〇〇〇〇円ということです。以上です。

〔議長〕

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問がないようですので採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

幸妻正浩委員は、席へお戻りください。

〔幸妻正浩委員 入室〕

〔議長〕

続きまして3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

〔事務局〕

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか1筆 7, 144㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の小原拓也推進委員より、御説明をお願いいたします。

〔議長〕

推進委員5番。

〔推進委員5番〕

はい。5番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの有償移転です。

〇〇〇〇さんは、認定農業者で甘藷等を栽培されています。

申請地は、高鍋の〇〇から〇〇に向かって50m、そこを左折して、また50m行った〇〇の奥にある工場となります。

現地を確認したところ、収穫が終わってロータリーがかけてある状態でした。

価格は、〇〇〇〇円です。以上です。

〔議長〕

はい。

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問がないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号 8、議案第 58 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

利用権設定です。

1 番から 8 番まで、8 件の案件につきましては、「利用権の設定を受ける者」が、幸妻正浩委員本人である案件でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項及び高鍋町農業委員会会議規則第 11 条の規定により、幸妻正浩委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

幸妻正浩委員は、退室をお願いします。

〔幸妻正浩委員 退室〕

1 番から 8 番まで、8 件の案件について、順次、説明をおこなった後に、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明をおこなった後に、一括して採決することといたします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

〔事務局〕

はい、40 ページをお開きください。

議案第 58 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 1, 030 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 幸妻 正浩

本件は、未相続農地となっております。

担当の赤澤克俊推進委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんは、亡くなられており未相続農地ではありますが、相続人代表の〇〇〇さんと幸妻委員との、農地中間管理事業による賃貸借権の設定です。

該当地では、水稻を生産される予定です。

場所は、〇〇地区の〇〇の 1 筆です。

現地確認したところ、ロータリーがかけてある状態でした。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 170 m² ほか2筆 計3, 344 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 幸妻 正浩

担当の赤澤克俊推進委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと幸妻委員との、農地中間管理事業による賃貸借権設定です。

該当地では、水稻を生産される予定です。

場所は、〇〇地区の〇〇3 筆です。

現地確認したところ、ロータリーがかけてある状態でした。以上です。

[議長]

すみません、支払い期間、支払い開始日と 10 a 当たりの賃借料も付けてお願いいたします。

[推進委員 6 番]

10a 当たり〇〇〇〇円です。期間は10年です。

[議長]

すみません、暫時休憩します。

[議長]

それでは再開します。

それでは3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 878㎡ ほか5筆 計6,305㎡。

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 幸妻 正浩

担当の赤澤克俊推進委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと幸妻委員との、農地中間管理事業による賃貸借権設定です。

該当農地では、水稻を生産される予定です。

場所は、〇〇地区の〇〇、〇〇の6筆です。

賃借料は10a 当たり〇〇〇〇円となっており、期間は令和5年12月1日からの10年間、支払い開始日は令和6年12月1日からになっております。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 832㎡ ほか7筆 計5,764㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 幸妻 正浩
担当の赤澤克俊推進委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]
推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]
6 番、説明いたします。
〇〇〇〇さんと幸妻委員との、農地中間管理事業による賃貸借権設定です。
該当農地で、水稻を生産される予定です。
場所は、〇〇地区の〇〇の 8 筆です。
賃借料は 10 a 当たり 〇〇〇〇円で、支払い開始日は令和 6 年 12 月 1 日からになります。10 年間となっております。以上です。

[議長]
はい。5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]
5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 737 m² ほかに 4 筆 計 4,345 m²
利用権を設定する者 〇〇〇〇
利用権の設定を受ける者 幸妻 正浩
担当の赤澤克俊推進委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]
推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]
はい。6 番、説明いたします。
〇〇〇〇さんと幸妻委員との、農地中間管理事業による賃貸借権設定です。
該当農地で、水稻を生産される予定です。
場所は、〇〇地区の〇〇と〇〇の 5 筆です。
支払期間は、令和 5 年 12 月 1 日からの 10 年間となっております。以上です。

[議長]
賃借料は。

[推進委員 6 番]

書いてないですね。

[推進委員 1 番]

土地の現状がどうなっているのかくらいは、言っているのではないのでしょうか。

[推進委員 6 番]

先ほどから言い忘れていましたが、現地調査をしたところ、ロータリーがかけてある状態でした。

[議長]

分かりました。

使用貸借となっておりますので、金銭は発生いたしません。

備考のすぐ下に書いてありました。

それでは 6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 941 m² ほかに 1 筆 計 1,916 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 幸妻 正浩

担当の赤澤克俊推進委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと幸妻委員との、農地中間管理事業による賃貸借権設定です。

該当農地で、水稻を生産される予定です。

場所は、〇〇地区の〇〇の 2 筆です。

賃借料は、10 a 当たり 〇〇〇〇円となっております。

支払い開始日は、令和 5 年 12 月 1 日からの 10 年間となっておりますが、支払い開始日は、令和 6 年 12 月 1 日からとなっております。

現地調査したところ、ロータリーがかけてある状態でした。以上です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 994 m² ほか1筆 計1,985 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇 ほか1名

利用権の設定を受ける者 幸妻 正浩

担当の赤澤克俊推進委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんほか1名と幸妻委員との、農地中間管理事業による賃貸借権設定です。

該当農地で、水稻を生産される予定です。

場所は、〇〇の2筆です。

賃借料は、10a当たり〇〇〇〇円となっております。

支払い開始日は、令和5年12月1日の10年間となっておりますが、支払い開始日は、令和6年12月1日からとなっております。

[議長]

すみません、支払い期間が両方とも一緒になっています。訂正して、支払い期間からお願いします。

[推進委員6番]

訂正します。契約期間は10年間で、支払い開始日は令和6年12月1日からとなっております。

現地調査したところ、ロータリーがかけてある状態でした。以上です。

[議長]

8 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 4 0 4 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと幸妻委員との、農地中間管理事業による賃貸借権設定です。

該当農地で、水稻を生産される予定です。

場所は、〇〇の 1 筆です。

賃借料は、1 0 a 当たり玄米〇〇 k g となっております。

期間は、1 0 年間で令和 5 年 1 2 月 1 日からとなっております。

現地調査したところ、ロータリーがかけてある状態でした。

[議長]

はい。

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問がないようですので、採決いたします。

1 番から 8 番まで、8 件の案件について、一括して採決することといたします。

1 番から 8 番まで、8 件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、1 番から 8 番まで、8 件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

幸妻正浩委員は、席へお戻りください。

[幸妻正浩委員 入室]

それでは、続きを行いたいと思います。

次の 9 番から 1 8 番まで 1 0 件の案件について、順次、説明をおこなった後に、

一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明をおこなった後に、一括して採決することといたします。

9 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 7 3 3 m² ほか 1 3 筆 計 8, 3 8 4 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんの、農地中間管理事業での使用貸借権の設定です。

水稻を生産される予定です。

場所は、〇〇の 1 4 筆です。

期間は 1 0 年間で、現地調査したところ、ロータリーがかけてある状態でした。
以上です。

[議長]

1 0 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 0 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 5 3 9 m² ほか 9 筆 計 4, 1 4 5 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんの、農地中間管理事業での使用貸借権の設定です。

水稻を生産される予定です。

場所は、〇〇、〇〇の 10 筆です。

期間は 10 年間で、現地調査したところ、ロータリーがかけてある状態でした。
以上です。

[議長]

11 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

11 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 149 m² ほかに 14 筆 計 10, 001 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんの、農地中間管理事業での使用貸借権の設定です。

水稻を生産される予定です。

場所は、〇〇、〇〇、〇〇の 15 筆です。

期間は 10 年間で、現地調査したところ、ロータリーがかけてある状態でした。
以上です。

[議長]

12 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

12 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 443 m² ほかに 2 筆 計 1, 467 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 ○○○○
担当の赤澤克俊推進委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]
推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]
はい。6 番、説明いたします。
○○○○さんの、農地中間管理事業での使用貸借権の設定です。
水稻を生産される予定です。
場所は、○○の 3 筆です。
期間は 10 年間となっており、現地調査したところ、ロータリーがかけてある状態でした。以上です。

[議長]
13 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]
13 番 農地の所在 大字○○字○○*****番*
田 1, 622m² ほかに 11 筆 計 9, 148m²
利用権を設定する者 ○○○○
利用権の設定を受ける者 ○○○○
担当の赤澤克俊推進委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]
推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]
はい。6 番、説明いたします。
○○○○さんの、農地中間管理事業での使用貸借権の設定です。
水稻を生産される予定です。
場所は、○○、○○の 12 筆です。
現地調査したところ、ロータリーがかけてある状態でした。
期間は 10 年間です。

[議長]

14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 2, 890㎡ ほか4筆 計8, 219㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、農地中間管理事業での貸借権設定です。

水稻を生産される予定です。

場所は、〇〇、〇〇の5筆です。

現地調査したところ、ロータリーがかけてある状態でした。

期間は10年間となっております。以上です。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 510㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の山本浩司推進委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、所有権貸借の新設定です。

〇〇〇〇さんは、認定農家できゅうりを新規で栽培される予定です。

申請地は、〇〇から南へ100mほど行った所の農地です。これまで田んぼだった所です。

現地を確認したところ、今整地されている状態でした。

貸借は、年間10a当たり〇〇〇〇円です。期間が10年です。以上です。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 276㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

本件は、未相続農地となっております。

担当の山本浩司推進委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、利用権貸借の新設定です。

先ほど説明した場所の隣になります。10号線より〇〇側です。

現地確認したところ、整地されていまして。

貸借料は、10a当たり〇〇〇〇円。期間は、10年間ということです。以上です。

[議長]

17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 2,517㎡ ほか2筆 計10,630㎡
利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 ○○○○
担当の坂本幸推進委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]
推進委員 7 番。

[推進委員 7 番]
はい。7 番、説明いたします。
○○○○さんと○○○○との農地中間管理事業による賃貸借権の再設定です。
○○○○は、○○を主に、芋、芋苗、玉ねぎ苗など生産販売されております。
申請地は、○○を道なりに 80 m ほどの所に○○があり、その十字路を南に
20 m ほど行くと、西方向に入る農道があります。その農道を 400 m ほど行っ
た所に広がる畑です。
○○が植えてありました。
○○○○****番、ほか2筆です。10, 630 m²です。
期間は1年で、年間10 a 当たり○○○○円です。以上です。

[議長]
18 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]
18 番 農地の所在 大字○○字○○****番*
田 1, 619 m² ほか2筆 計 2, 772 m²
利用権を設定する者 ○○○○
利用権の設定を受ける者 ○○○○
担当の宮越美秋推進委員より、御説明をお願いいたします。

[議長]
推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]
はい。1 番、説明いたします。
○○○○さんから○○○○さんへの、農地中間管理機構を使った新規の利用
権貸借でございます。
申請地は、○○から南に直線で 70 m ほど行くと、○○○○さんのハウスがご
ざいます。その真ん前に申請地はございます。

資料では、3筆になっていますけども、現況では1枚になっていました。また綺麗に耕運をされていました。

〇〇〇〇さんは、露地野菜を中心に早期水稻、WC Sなどを栽培される認定農業者でございます。

期間は5年で、賃借料は10a当たり玄米で〇〇kgです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

はい、1番。

[1番]

15番、16番に質問があります。

この2つの案件の10a当たりの貸付金額が、非常に高いなというところで、〇〇〇〇さんは、新規就農者でまだよく分かっていないのではというのが、糧にあるのではないかなと思っているのですが、そのことで事務局はどういうふうに考えているのでしょうか。

[事務局]

一応こちらの案件は、農地中間の公社を挟むので、契約関係は農業政策課でしておりまして、その資料が事務局にあるのですが、その部分を担当に聞いてみます。よろしいですか。

[議長]

暫時休憩いたします。

[議長]

それでは、再開いたします。

今、農政課の方から見えましてので、説明をお願いしたいと思います。

[農業政策課]

はい、すみません。

今回、〇〇〇〇さんとの契約の農地の賃料が高いところなのですが、〇〇〇〇さんが、当初計画していた農地ではなくて急遽あっちの方の農地にこぎつけたというのがあり、農業委員会さんが作られている農地の昨年の平均額などを提示した上で、〇〇〇〇さんも、この農地を逃すわけにはいかないとい

うところもあり、1反当たり高鍋町の平均額が12,100円なのですけども、今回の〇〇〇〇さんは、510㎡、0.5反。通常であればこの平均額でいえば、この平均額の半分の金額が妥当なのですけども、〇〇〇〇さんもこの農地を逃すわけにはいかないということで、510㎡しかないのですけれども、これを1反として考えて、その金額でお話して、両者納得のうえ、契約ということで、その金額から〇〇〇〇さんも、㎡あたりで換算して、〇〇〇〇円がきりがいいということで、〇〇〇〇円で契約の方を進めていったという背景があります。

[2番]

それは、結局本人同士の話し合いで決めたことだから、こちらからとやかくは言えないですけど、問題は、水代を含んでなのか、別なのか。あと、今後ハウスを建てるという計画がありますよね。地上権もまた別途入ってくるのか、と莫大な金額になってくるのではないかと。

[農業政策課]

水代は、〇〇〇〇さんが別で払われます。

[2番]

というのが、他のところまでこれが影響するといけないなと思ひまして、一般作の人たちまで。

[議長]

他に何か質問があります。なければもうそれで、いいですかね。

[5番]

はい、もう本人が決めたことなので。

[議長]

はい、ありがとうございました。

それでは続きまして、今までの案件で何か全体質問があれば、お願いします。質問等ございませんか。

それでは、質問がないようですので、採決いたします。

9番から18番まで10件の案件について、一括して採決することといたします。

9番から18番まで10件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、9番から18番まで、10件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上で本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和5年第10回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会15時33分)